

## 京都市発達教育研究会会則

1. 本会は、京都市発達教育研究会と称し、事務所を会長勤務校に置く。
2. 本会は、発達に遅れのある児童やLD等支援の必要な児童の総合育成支援教育を通して、会員相互の研究を計り、かつ総合育成支援教育に関する一般社会の理解を深めることをもって、その目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 総合育成支援教育に関する一般理論、ならびに調査研究
  - (2) 総合育成支援教育に関する講演会、講習会、研修会の開催
  - (3) 発達に遅れのある児童やLD等支援の必要な児童の授業研究
  - (4) 発達に遅れのある児童やLD等支援の必要な児童に対する支援研究
  - (5) 発達に遅れのある児童やLD等支援の必要な児童の教育に関する地域支援づくりを含めた啓発活動
  - (6) その他
4. 本会は、本会の総合育成支援教育の理念と熱意を有する小学校教員（総合支援学校小学部を含む）・その他関係者をもって組織する。
5. 本会の事業推進のために、次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・代表幹事・庶務・会計
6. 会長以下の役員は、毎年度始めの総会において選出し、その任期は1年とする。（ただし、再任は妨げない）
7. 役員の仕事は次のとおりとする。

会長は、本会を代表し会務を総括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。  
代表幹事は、会の活動運営を総括する。  
庶務は、会の活動にかかわる事項について案内・連絡・記録等の業務を行う。  
会計は、会計事務を処理する。
8. 本会に次の部を置く。

授業研究部・教材教具開発部・総合育成支援教育部・会員等研修部  
交流体験共同学習部・事業部（子ども体験教室等）
9. 本会は、研究顧問をおくことができる。顧問は、役員会の承認を得て、会長はこれを委嘱する。
10. 本会の事業は、役員会の承認を得て行うものとする。
11. 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。ただし、事業によって特別の会費を徴収することがある。
12. 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

付則 本会の会則改定、変更は、必ず総会の承認を得るものとする。